

令和8年度

鈴鹿市まちづくり応援補助金

募集要項

まちづくり事業部門

- ふみだそうコース
- そだてようコース



●○ 申請期間 ○●

令和8年3月2日(月)～令和8年3月31日(火)

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課

令和8年2月

2 制度(まちづくり事業部門)の概要

(1) コース

ふみだそうコース

交付対象	市民活動団体等が行う本市又は地域の課題解決のための公益事業
交付額	5万円
補助率	交付対象経費の10/10以内
採択事業数	3事業程度(1団体1事業まで)

そだてようコース

交付対象	市民活動団体等が行う本市又は地域の課題解決のための公益事業で、発展性のある事業
交付限度額	20万円(審査によって金額を決定します。)
補助率	交付対象経費の9/10以内
採択事業数	7事業程度(1団体1事業まで)

※ 市民活動団体等とは、NPO やボランティア団体、地域づくり協議会のことを指します

※ 発展性のある事業とは単発で行う事業(イベント等)ではなく、事業の継続や将来的な事業規模の拡大につながるが見込まれる事業をいいます

- 両コースとも、申請数が採択事業数以下であっても、審査において基準を満たさない場合は採択されません。
- 審査が拮抗した場合、予算の範囲内で採択事業数を超えて採択することがあります。
- 市民活動団体及び地域づくり協議会同士が協働で実施する事業についても応募することが可能です。
- そだてようコースについては、自己資金の獲得により持続可能な事業運営を促すため、補助率を交付対象経費の9/10以内としています。

(2) 交付対象事業実施期間

交付決定日～令和9年2月28日(日)まで

※交付対象事業実施に係る交付対象経費についてもこの期間中に支払いを完了してください。

(3) 交付申請団体の条件

- ① 公益活動を行うことを主たる目的としており、本市又は地域の課題解決のために活動しているもしくは活動しようとしているNPOやボランティア団体、地域づくり協議会であること。
- ② 団体構成員が3名以上で、市内に団体所在地又は代表者住所があり、市内を中心に活動していること。
- ③ 定款、規約又は会則等を有していること。
- ④ 年間の活動計画を有し、事業又は活動の収支が明らかな団体であること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を行うことを目的に組織されていないこと。
- ⑥ 団体への加入又は脱退に関して不当な条件を付していないこと。
- ⑦ 本補助金の交付申請日までに「すずか市民活動情報広場」に登録又は登録申請をしている団体であること。
- ⑧ 交付決定額が交付希望額を下回った場合でも、交付申請事業を実施することができること。
- ⑨ 本補助金の交付申請事業に対して、国・県・市から他補助金の交付を受けていないこと。
(鈴鹿市地域づくり一括交付金及び民間企業などから受ける補助金並びに協賛金はこの限りではありません。)
- ⑩ 営利を目的とする法人(事業者等)が行うCSR活動でないこと。
- ⑪ 鈴鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有する団体でないこと。

○●○すずか市民活動情報広場とは…?○●○

市内を中心に活動する市民活動団体の活動内容や、市民活動に役立つ情報を紹介するウェブサイトです。

すずか市民活動情報広場に登録していない団体は、右に記載の二次元コードリンク先のインターネットフォームを入力またはサイトに掲載している「団体登録申込書」に必要事項を記入し、地域協働課へ提出してください。

団体登録はこちら↓



すずか市民活動情報広場
トップページはこちら↓



団体の交付申請回数制限

- ① ふみだそうコースは、交付年度の4月1日時点で団体設立から5年以内、かつ、過去の採択分を含め、通算3回までとする。
- ② そだてようコースは、過去に同コースを連続3回採択された場合、最後の採択を受けた翌年度は申請できないものとする。
- ③ 採択を受けたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業をやむを得ず交付対象事業を廃止した場合は、交付回数に含めないものとする。ただし、令和2年度から令和4年度採択分までの事業に限る。
- ④ 交付申請団体の条件を満たしており、交付申請回数制限に抵触しない場合でも、過去に本補助金の交付を受けた団体や他の申請団体と代表者、役員、主要な構成員及び事業内容から、同一性が認められる場合は申請できないものとする。

(4) 交付対象経費

費目	経費の具体例	備考
報償費	講師等の謝礼や調査研究に係る報償費など	
旅費	交付事業実施団体が事業を実施するにあたり、市内を基点として移動する際の交通費や宿泊費など	燃料費は対象外
需用費	消耗品費、印刷費など	
原材料費	資材購入費、事業実施に伴う材料費	
備品費	事業運営に必要なもの、かつ、交付対象事業（改善した事業又は発展的な事業も含む）が一定期間継続的に実施されるために必要な備品購入費	
役務費	郵送料や保険料など	
使用料・賃借料	会場使用料や機具賃借料など	
食糧費	会議に係るお茶代など	会議に係る茶菓子などは対象外
その他経費	その他市長が認める経費	

※ 人件費に相当するものは対象外です。

3 申請期間と申請方法

(1) 申請期間

令和8年3月2日(月)～令和8年3月31日(火)17:15必着

(2) 申請方法

申請書類を記入し、地域協働課(市役所4階46番窓口)へ持参又は郵送で提出してください。ファクスやメールによる提出はできません。

申請書類

	必要書類	様式番号
1	鈴鹿市まちづくり応援補助金交付申請書	第1号様式
2	鈴鹿市まちづくり応援補助金申請団体概要書	様式1-①
3	鈴鹿市まちづくり応援補助金事業計画書	様式1-②
4	鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支予算書	様式1-⑤
5	鈴鹿市まちづくり応援補助金交付対象条件確認書	様式1-⑥
6	鈴鹿市まちづくり応援補助金申請書類提出前チェックシート	様式1-⑦
7	直近の団体収支決算額が分かるもの	書式の定めはありません
8	直近の団体の年間事業計画が分かるもの	
9	団体の定款、規約又は会則等	
10	団体の役員名簿	

※7、8、9、10は総会資料の提出に代えることができます。

※10は「役職名」、「氏名」、「読みがな」、「生年月日」を記載してください。

※申請書類に押印は不要です。

●○ 申請書ダウンロード ○●

下記二次元コードリンク先の鈴鹿市公式ウェブサイト内、「鈴鹿市まちづくり応援補助金」のページからダウンロードできます。



4 審査について

(1) 審査方法

	ふみだそうコース	そだてようコース
一次審査	書類審査	書類審査
二次審査	二次審査は実施しません	公開プレゼンテーション審査

- ① 一次審査(書類審査) ※すべてのコース対象
申請書類をもとに、非公開で審査し、一次審査通過事業を決定します。

※審査にあたり、審査員からの確認事項等を問い合わせることがあります。
問い合わせを受けた場合は、指定の日までに回答しなければなりません。

- ② 二次審査(公開プレゼンテーション審査) ※「そだてようコース」のみ
申請団体による公開プレゼンテーション及び審査員による質疑への応答により審査し、交付額を決定します。

審 査 日:令和8年5月30日(土)予定

<プレゼンテーションについて>

- ・発表の順番は、申請受付順とします。
- ・プレゼンテーションの方法は自由としますが、申請書と大きく異なる内容や、申請書に記載していない内容の説明はできません。
- ・そのほか詳細は一次審査を通過した団体にお知らせします。

(2) 審査員

外部の学識経験者及び市民活動有識者並びに鈴鹿市職員などを予定しています。

(3) 審査基準

① 一次審査 ※すべてのコース対象

審査項目		審査視点
基礎項目	公益性・有益性	事業の目的が市民のニーズや地域課題の解決につながるか。社会に良い効果を与えられるか。
	計画性・実現性	事業内容、実施体制、実施時期、予算計画等が妥当で実現可能か。
	継続性・自立性	主体性を持って事業を進めているか。自己努力により資金などの確保に努めているか。
プラス項目	新規性	独自の視点や工夫を取り入れた新しい取組か。
	協働性	事業運営において他主体との協働を考えているか。多くの住民の参画や参加を得られる工夫をしているか。

② 二次審査 ※「そだてようコース」のみ

審査項目	審査視点
一次審査順位点	一次審査の順位により、配点します。 点数は一次審査結果通知時にお知らせします。
プレゼンテーション力	取組の目的や内容を具体的に分かりやすく伝えているか。説得力はあるか。
取組姿勢	鈴鹿市や自分たちの地域を良くしたいという意欲が感じられるか。

(4) 交付決定及び審査結果の通知

審査の結果、補助金の交付を決定したときは交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知します。

また、補助金の不交付を決定したときはその理由を付して、不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知します。

- ① 一次審査:5月15日(金)頃までに郵送で通知します。
ふみだそうコースは、一次審査の通過をもって交付決定となります。
- ② 二次審査:6月8日(月)頃までに郵送で通知します。
そだてようコースは、二次審査の通過をもって交付決定となります。

(5) その他

事業の内容やプレゼンの仕方について来場者からどの程度共感を得られたかを知ることにより、活動への賛同者や協力者を得るための参考としていただくため、二次審査と併せて、来場者によるギャラリー投票を行います。

5 交付決定後の手続き

(1) 交付対象事業の内容変更又は交付対象事業の廃止が必要となったとき

交付決定を受けた事業の内容、経費の配分及びその他事項(事業実施日等の軽微な変更を除く)を変更又は廃止する場合は、**変更(廃止)申請書(第4号様式)**を提出してください。内容を審査した上、**変更(廃止)承認通知書(第5号様式)**又は**鈴鹿市まちづくり応援補助金変更不承認通知書(第6号様式)**により通知します。

また、**変更(廃止)承認通知書(第5号様式)**により交付対象事業の廃止の承認を受けた際は、**交付決定の取消しを交付決定取消通知書(第12号様式)**により、申請者に通知します。

(2) 団体概要及び規約に変更があったとき

交付申請時に提出した申請団体概要書(様式1-①)の内容及び交付事業実施団体の規約に変更があった場合は、**交付事業実施団体変更届(第7号様式)**を提出してください。

(3) 事業の広報が必要なとき

交付対象事業として決定した事業は、以下のとおり市が保有する情報媒体を活用して広報することができます。

- ① 広報すずか又は市 SNS(LINE、Facebook、X)への記事掲載
掲載回数は【1回】となりますが、掲載先を選ぶことができます。
ただし、市 SNS への掲載については、申請団体が事業に係るウェブサイト、又は SNS アカウントを保有していることが条件となります。
その他、市の市民活動支援として、以下のとおり広報することができます。
- ② 「すずか市民活動情報広場」への記事掲載
- ③ 市関係施設へのチラシ設置
- ④ 市役所本館1階市民ロビーでのポスター掲出

※交付対象事業の実施にあたり、チラシや広報物などを作成する場合は、必ず『鈴鹿市まちづくり応援補助金の交付を受けて実施する』ことを記載してください。

●広報物への記載例●

「この事業は令和8年度鈴鹿市まちづくり応援補助金の交付を受けています」
「令和8年度鈴鹿市まちづくり応援補助金交付事業」

(4) 交付対象事業が完了したとき

交付対象事業完了後、以下の期日までに、実績報告書(第8号様式)に必要な書類を添えて提出してください。

また、「そだてようコース」については、実績報告会(開催日:令和9年3月27日(土))で事業成果を報告してください。緊急かつやむを得ない場合を除き、実績報告会を欠席された場合は交付決定を取り消します。

①ふみだそうコース

交付対象事業が完了した日から起算して30日以内に提出してください。

②そだてようコース

交付対象事業が完了した日から起算して30日以内又は実績報告会開催日前日のうちいずれか早い日までに提出してください。

なお、事業完了日から起算して実績報告会開催日までの日数が30日に満たない場合は、事前に事務局に申し出た上で、事業完了日から起算して30日以内に提出してください。

実績報告書(第8号様式)の内容を審査した上、適当と認めた場合は、補助金の交付額を確定し、交付額確定通知書(第9号様式)により通知します。

なお、実際の交付対象経費が申請時の交付対象経費を下回った場合は、その金額に応じた交付額を確定します。

(5) 補助金の請求

補助金交付額が確定した後、精算払請求書(第10号様式)を提出してください。

ただし、団体が交付対象事業完了前に事業資金を必要とする場合は、補助金交付決定後に概算払請求書(第11号様式)を提出することにより、概算払いが可能です。

(6) 補助金の返還

補助金の交付を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、返還請求書(第13号様式)により返還を命じます。

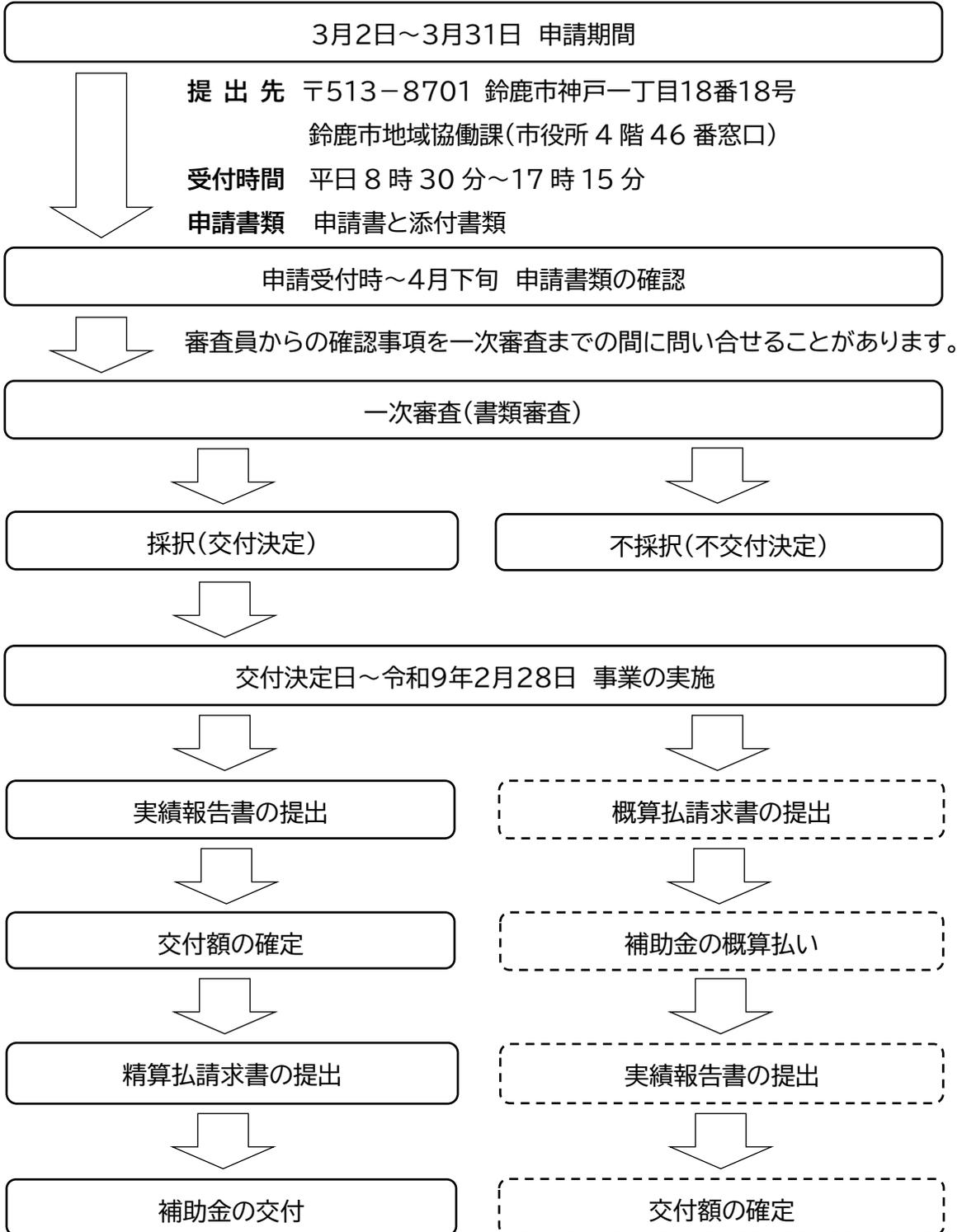
- ① 交付対象事業の内容変更に伴い、交付済みの補助金の額が交付対象事業の内容変更後の交付決定額を上回ったとき
- ② 交付対象事業を廃止したとき
- ③ 交付決定額が交付確定額を上回ったとき
- ④ 交付決定が取り消されたとき

(7) その他の注意事項

- ① 本補助金の申請や交付対象事業の実施にあたり、不正行為があったときや交付要領の規定に違反したとき、その他市長が不相当と認めるときは、交付決定を取り消し、交付された補助金の返還を命じます。
- ② 提出された申請書類の返却はできません。
- ③ 本補助金制度の公正性及び透明性を高めるとともに、本市における市民活動の活性化を図るため、選考結果や各事業の概要など、申請書類を含め、いただいた情報は個人情報に係る部分を除き原則公開の対象となります。
- ④ 鈴鹿市暴力団排除条例(平成 23 年鈴鹿市条例第2号)第8条及び鈴鹿市補助金交付規則(平成 29 年鈴鹿市規則第 39 号)第 21 条に基づき、申請書類の内容について、暴力団排除のため警察署へ照会する場合があります。
- ⑤ 本補助金制度は、令和8年度予算が議会で承認されることを条件とした募集です。
議会の承認を得られない場合は、補助金は執行できませんのでご了承ください。

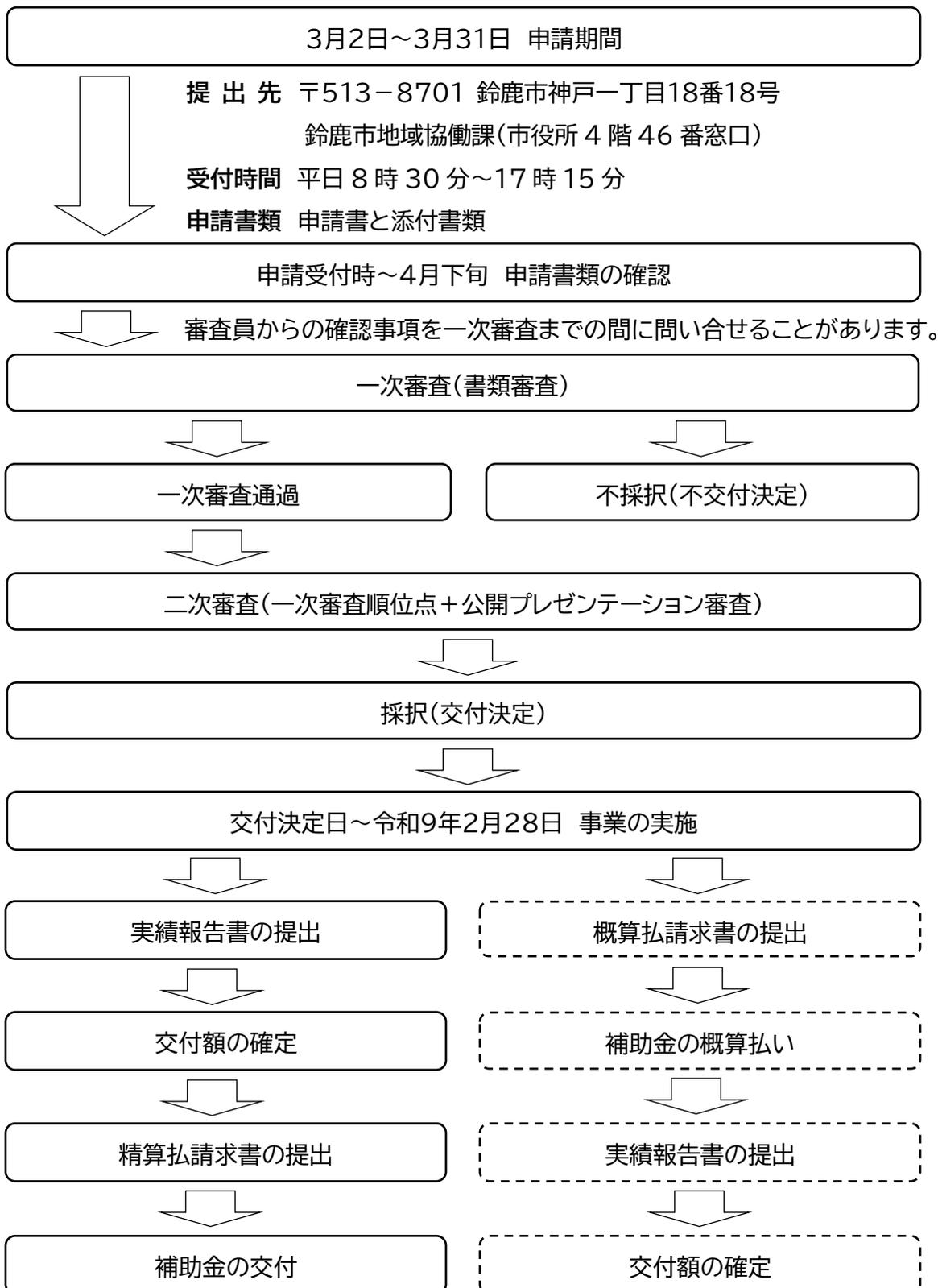
6 補助金申請から交付までの流れ

□ 「ふみだそうコース」の場合



※補助金は原則精算払いとなります。

□ 「そだてようコース」の場合



※補助金は原則精算払いとなります。

※令和9年3月27日(土)、実績報告会を行いますので必ずご出席ください。

7 まちづくり応援補助金 Q&A

Q1 同一団体が複数のコースに申請することはできますか？

A1 できません。同一年度において、1団体につき1事業の申請です。

また、異なる団体からの申請であっても、団体の構成員や事業内容など同一性が認められる場合(過去の採択事業含む)には申請を制限する場合があります。

Q2 申請書類は最寄りの地区市民センターに提出することはできますか？

A2 できます。ただし提出書類に不備がある場合等、地域協働課へお越しいただくことがあります。

Q3 翌年度にまたがる事業又は前年度からの継続事業は対象になりますか？

A3 対象になりません。交付決定日から令和9年2月28日までの間に実施し完了する事業を対象とします。

ただし、本補助金交付年度内を通して実施する事業のうち、交付対象事業実施期間に当てはまる部分に行う事業については対象とします。

Q4 交付決定日より前に購入した備品や消耗品等は交付の対象になりますか？

A4 対象になりません。交付決定日から令和9年2月28日までの間に物品を購入・受領し、支払いが完了した経費が対象です。

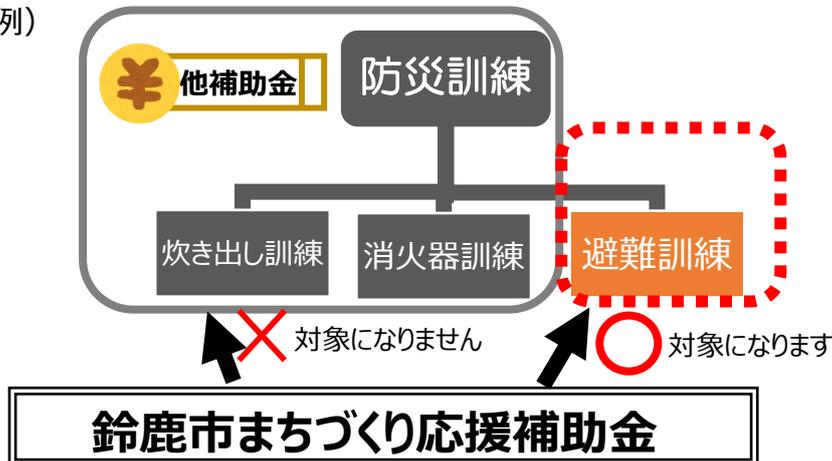
Q5 「直近の団体収支決算額が分かるもの」とは、どのようなものを提出すればよいですか？

A5 申請時点で令和7年度の決算額が確定している場合は令和7年度分を、確定していない場合は令和6年度分を提出してください。

Q6 国や県、市から他の補助金を受けている場合は、この補助金の対象になりますか？

A6 対象になりません。ただし、事業の内、本補助金のみを充てる活動(小事業)を実施する場合、交付対象となります。

(例)



他補助金が交付されている場合、その補助金が配分される『防災訓練』本体や『炊き出し訓練』と『消火器訓練』は、本補助金の対象になりませんが、その補助金が配分されない『避難訓練』は、本補助金の対象になります。

Q7 どのような変更があったときに変更申請をしなければなりませんか？

A7 ①事業実施に当たり、交付決定額よりも事業費が下回るようになった場合

②やむを得ず事業内容を大きく変更しなければならない場合

※事業の実施日程や会場を変更するなど軽微な変更の場合は、提出の必要はありません。

申請書類の記載事項のうち、様式1-② 事業計画書①における実施日程、実施場所を除くすべての項目について、申請が必要です。

Q8 二次審査の公開プレゼンテーション審査には必ず参加しなければなりませんか？

A8 そだてようコースに応募している場合、必ず参加してください。

なお、公開プレゼンテーション審査を欠席した場合は、交付申請を辞退したとみなし、補助金は交付できませんので御注意ください。

Q9 補助金はいつ受け取れますか？

A9 原則、交付決定通知を受け取った後に交付事業を実施し、事業完了後に実績報告を行い、交付額を確定した後に受け取ることができます。

ただし、交付事業を実施する上で必要な場合は、申請により「概算払」として、交付事業の実施前に受け取ることも可能です。その場合は、実績報告の際に精算し、確定した交付額が、概算払いした額を下回っている場合は返還いただくこととなります。

Q10 費用を支払ったことを証明する書類とは何ですか？

A10 補助金充当費目に関するすべての領収書です。領収書の提出にあたっては、領収名を団体名とし、領収日、店名、品目が記載されているものが必要です。なお、領収日、店名、品目の記載があれば、レシートでの代用も可能です。

Q11 実績報告会を欠席することはできますか？

A11 欠席することはできません。必ず出席してください。

緊急かつやむを得ない場合を除き欠席された場合は、補助金の交付決定を取り消します。

Q12 そだてようコースの補助率が「9/10以内」となっていますが、具体的にいくら交付してもらえるのですか？

A12 交付対象経費の9/10以内、かつ、交付限度額の20万円を超えない範囲の金額で、審査により決定します。

具体的には、交付対象経費が「20万円」の場合、交付金額は最大で「18万円」です。

また、交付対象経費が「30万円」の場合、交付限度額の規定があるため、交付金額は最大で「20万円」です。

●○ 申込み・問合せ ○●

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課（市役所4階46番窓口）

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電 話：059-382-8695(課直通)

F A X：059-382-2214

メー ル：chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp